

大規模事業所等への指導監査【都道府県】

1 介護報酬支払額の上位事業所

次に掲げるサービス種別ごとに介護報酬支払額が最大である事業所に対しては当該給付内容について指導監査を行っていただきたい。

その際、保健所所管区域ごとに対象事業所を抽出することについても検討されたい。

その他の事業所についても、次に掲げるサービス種別ごとに介護報酬額が大きい事業所を優先して当該給付内容について指導監査を行っていただきたい。

在宅サービス

訪問介護 通所介護 通所リハビリ
ショートステイ 痴呆性高齢者グループホーム
福祉用具貸与
(介護報酬支払額の上位を占めるサービス)

施設サービス

特別養護老人ホーム 老人保健施設
療養型医療施設

〔【参考】福祉用具レンタル価格の格差(34～36頁)〕

〔【参考】福祉用具の選定の判断基準(37～41頁)〕

2 複数の事業拠点を展開している事業所

同一法人が多数の事業拠点を展開あるいは特別な関係にある法人間で多方面にわたる複数の事業拠点を展開している形態の事業所、施設から優先的に指導監査を実施していただきたい。

なお、厚生労働省(地方厚生局)は、複数の都道府県において事業所の指定を受けている法人又は多数の事業所の指定を受けている事業所を優先し、都道府県と協議の上、合同指導を実施する予定である。

不正パターンの把握 ～先例から学ぶ～

不正請求、不適切な請求を把握するためには、他の保険者、都道府県における実例を把握し、共通的な不正パターンを意識した対応をすることが重要である。

このため、そうした実例について、
苦情通報などにより不正請求が疑われるもの
指定取消に至ったもの
として、類型別の整理とともに紹介をしているので御活用いただきたい。

〔【資料2】国保連合会「介護苦情・相談センター」への通報事例
(43～68頁)〕

〔【資料3】指定取消事業所の概要(69～92頁)〕

審査支払の停止の活用

保険者は、本年4月から、介護サービス事業者・施設による介護給付費の請求において妥当性が疑われる事由がある場合、理由を明示して国保連に対して審査支払の停止を依頼することができることとなっているので、このような事例が判明した場合に本制度の活用を図るよう周知をお願いしたい。

4 . 運動の目標の目安

介護給付費については依然として10%程度の高い伸びが続いている。本運動による給付適正化の重点的な取組により、介護給付費の1%程度の抑制を運動の目標の目安として取り組んでいただきたい。

5 . 事業経費

運動の経費は原則それぞれの実施主体が負担する。

以下の介護保険事業費補助金の活用を図る。

介護費用適正化緊急対策事業費(実施主体：都道府県、市町村)
適正化推進等事業費(実施主体：国保中央会、国保連)

適正化事業の取り組み事例

介護給付費通知

北海道栗山町、東京都稻城市

ケアマネジメントの適正手続の確保・ケアプランチェックの実施

鹿児島県、茨城県下館市、岡山県寄島町

広島県三次市、広島県戸河内町、福岡県大川市

要介護認定調査

東京都品川区、東京都武蔵野市、鹿児島県川内市

(参考)

- ・適正化対策取組ランキング
- ・介護給付適正化のための国保連審査支払新システムの活用例 ~
- ・東京都 2 3 区内の福祉用具のレンタル価格の格差
(車イス、電動ベッド、杖)
- ・「介護保険における福祉用具の選定の判断基準(ガイドライン)」
と福祉用具の実際の利用状況との関係

適正化事業の取り組み事例

現在、全国の都道府県、市町村における効果的な取り組みについて調査・収集中であり、集約が出来次第、適宜、情報提供することとします。

下記内容は、現時点で把握している取り組みの一部について、お示ししています。

介護給付費通知

【北海道栗山町】

介護給付費通知を活用して、要介護度を改善することにより自己負担額も軽減できるメリットがあることを啓発している。

介護給付費通知書に利用実績の要介護度が改善された場合の自己負担額の下がり方をグラフ等で具体的に示して、被保険者や家族の意識を啓発する取り組みを行っている。（別添「介護給付費通知書」参照）

【東京都稲城市】

給付額や負担額の記載をすることにより、給付が適正に行われているかが確認できるとともに、要介護認定を受けた人に、自分の身体状況やサービス利用状況が確認できるよう「介護保険サービス確認シート」を提供し、利用者の意識改革を図り、今後の健康管理、ケアプランの作成に役立てることができるものとしている。

（別添「介護保険サービス確認シート」参照）

ケアマネジメントの適正手続の確保・ケアプランチェックの実施

【鹿児島県】

市町村が居宅介護支援事業所から提出してもらったケアプランを「ケアプラン評価チーム」がチェックし、問題点の指摘や改善のためのアドバイスを行う。

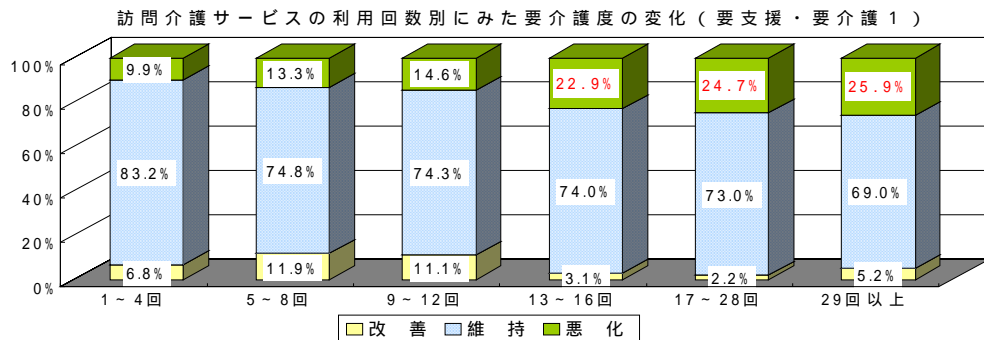
また、各地区ごとの「ケアプラン評価チーム代表者」が会し、ケアプランチェックの結果等を検討し、その検討結果を保険者等へ配布することで、事業の効果が県下全域に及ぶように努めている。

（別添「ケアプラン適正チェック実施要領」及び「ケアプランチェックの具体的実践方法」参照）

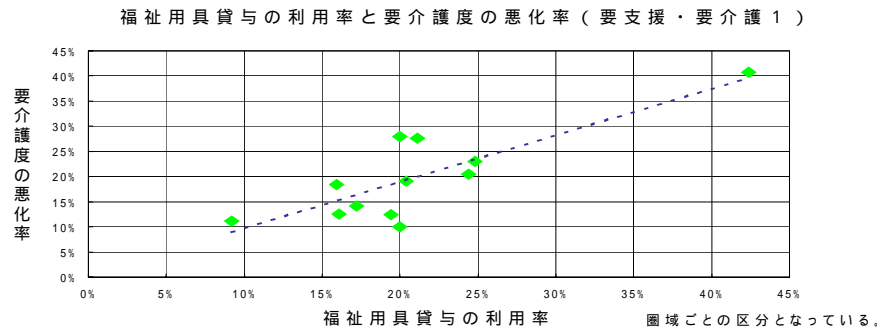
なお、当県では、提出されたケアプランによる利用者の要介護度とサービスの利用状況等の分析結果から、訪問介護の利用回数が多くなるにつれて要介護度が悪化する傾向があること、福祉用具貸与の利用が要介護度を悪化させること、などが調査結果としてまとめられている。

鹿児島県における「居宅介護支援事業所の実態調査」より

訪問介護の利用回数が多くなるにつれて、要介護度が悪化する傾向が。



福祉用具貸与の利用が、要介護度を悪化させることも。



【茨城県下館市】

居宅サービス利用者に係るケアプランをそれぞれの居宅介護支援事業所より毎月提供させ、ケアプランの内容を精査し、不適切なサービスに対して指導・助言を行う。

（点検項目）

- ・重複する時間帯でのサービス計画・提供
- ・訪問介護提供に当たっての疑義（長時間の訪問介護等）
- ・要支援、要介護1の利用者で、福祉用具貸与のみ（特殊寝台、車いす他）
- ・長期の短期入所
- ・ケアプランに利用者又はその家族の同意の押印又はサインの確認
- ・ケアプラン作成日とサービス提供開始日の整合性

（対処方針）

点検の結果不明な点に関しては、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所に質問状を送付する。また、必要に応じてサービス提供事業所へも同様の質問を行

う。これにより不適切なサービス提供が確認できた場合は、介護支援事業所及びサービス提供事業所の責任者に内容を説明した上で過誤申請を行うよう指導する。

【岡山県寄島町】

介護給付費の増加理由のひとつが在宅サービスの利用率の増大であることから、介護支援専門員に対して適正な指導を行うため、居宅サービス利用者のケアプランを新規・更新・変更の都度すべて提出させ、サービス利用表及び利用別表は毎月提出させてチェックを行う。

また、ケアプランの向上を図るため、サービス事業所、在宅介護支援センター、役場の関係者で毎月「ケアプラン事例研究会」を行っている。

【広島県三次市】

今までに立てられたケアプランについて、ケアマネリーダーの立場にある者の協力を得て自己評価アンケートを行うとともに、ヒアリングを行い自立支援につながっているかを検討する。

実態把握により明らかになった課題等をケアマネジャー研修などに活用する。

【広島県戸河内町】

適切なアセスメントが行われていないなど、自立支援につながらないケアプランの抽出と適正化の実施、及び自立につながったプラン又はプランを作成した優秀介護支援専門員に対する第三者によるケアプランのチェック及び評価の実施を行う。

居宅サービス利用者訪問調査

調査のポイント

- ・要介護状態像に沿った状況確認
- ・介護保険制度や介護支援専門員に関する認知度、理解度、満足度
- ・本人の自立に向けた適切なプランとなっているか 等

ケアプランのチェックと照合

利用者の状況とケアプランを照らし合わせ、現在の本人に合った適切なプランとなっているかをチェック

介護支援専門員に対するヒアリング調査実施

不適切なケアプランの抽出

優良ケアプランを選出し、介護支援専門員による評価、検討の実施

【福岡県大川市】

居宅介護支援事業者に対し、利用者のケアプランの提出を依頼し、チェックシートを活用したケアマネジメントのチェックを行った。

その結果、事業者に対し指導の必要があると判断した案件については、各事業所に出向き指導を行った。

要介護認定調査

【東京都品川区】

在宅者の認定調査を原則として区内19の在宅介護支援センター（株式会社、社会福祉法人等に運営委託）が行うこととしている。

要介護認定を受けた在宅者のケアプランは、在宅介護支援センターのケアマネジャーが全体の9割を作成しており、作成したケアプランは保険者に伝送され、保険者においてウォッチが可能となっている。

【東京都武蔵野市】

在宅介護支援センター（社会福祉法人等に運営委託）及び福祉公社に認定調査を委託して行っている。在宅介護支援センターには、市の派遣職員も配置している。

なお、施設の認定調査は、市の嘱託職員が実施している。

また、認定審査会へ認定調査員が同席している。

【鹿児島県川内市】

本年4月より、認定調査を介護支援事業所へ委託していたものを市嘱託職員の実施に切り替えて実施している。

この結果、4月、5月の新規認定申請件数が昨年同月比で33%減少した。

また、認定更新者の要介護度判定状況（要介護度が軽度化した者の割合）は5月で25.1%であり、昨年度と比較して8.2ポイントの増となった。

介護保険サービス給付実績のお知らせ

金丸 大輔さんが平成15年12月に利用した介護保険サービスについて右上表のとおりお知らせします。

介護保険のサービスには、要介護度によって金額が変わるサービスがあります（通所系サービス、施設系サービス等）。右下表には、平成15年12月に利用したサービスが他の介護度だった場合、費用負担にどのような変化があるのかを示したものですので参考にして下さい。

介護保険サービスを上手に利用したり、いきいきした生活を送り、介護度が軽くなるよう、いつまでも楽しく健康に生活していきましょう。

〒069-1513
 栗山町朝日4丁目9番地33
 総合福祉センターしゃるる内

金丸 大輔 様

被保険者番号：77777777777

※注意点

- ・この通知書によって、支払いを行う必要はありません。
- ・この通知書は、高額介護サービス費の申請や医療費控除の書類に使用する事はできません。
- ・この通知書に記載されている利用者負担額は、各種減額制度や高額介護サービス費を適用する前の金額ですので、実際に支払いをしている額とは一致しない場合があります。

▼お問い合わせ先

栗山町役場生活福祉部介護福祉課介護保険係
 〒069-1513
 北海道夕張郡栗山町朝日4丁目9番地36
 総合福祉センターしゃるる内
 ☎01237-3-2255

●平成15年12月に利用したサービス（この時点の介護度：要介護3）

サービス事業所	サービス種類	サービス回数/日数	利用者負担額合計
栗山町デイサービスセンター	併設通所介護2重度	7	4,515円
栗山町社会福祉協議会	身体介護2	5	2,010円
計			6,525円

上記のサービスを他の介護度で利用した場合、費用負担は次のようになります。

要介護度別の利用者負担額（単位：円）

